

## 白浜町規則第 15 号

### 白浜町景観条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び白浜町景観条例（令和 7 年白浜町条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例で使用する用語の例による。

#### (景観計画の変更)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第 8 条第 2 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項の変更  
(住民提案型景観形成地域の提案に係る一団の土地の区域の規模)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める規模は、0.5 ヘクタールとする。

#### (住民提案型景観形成地域の提案)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該提案に係る区域
- (2) 当該提案に係る区域における良好な景観の形成に関する方針
- (3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

2 条例第 8 条第 3 項に規定する地域提案は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を記載した書面
- (2) 条例第 8 条第 3 項の同意を得たことを証する書類

#### (公共的団体)

第 6 条 条例第 13 条第 2 項の規則で定める公共的団体は、法第 92 条第 1 項の規定により町長が指定した景観整備機構とする。

#### (景観資源の登録の手續)

第 7 条 町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（次項において「町民等」という。）

は、町長に対し、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を条例第 14 条第 1 項の白浜町景観資源（以下「景観資源」という。）として推薦することができる。

2 町民等は、前項の規定により良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を景観資源として推薦しようとするときは、あらかじめ、その所有者及び管理者の同意を得なければならない。

- 3 町長は、条例第14条第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該登録に係る景観資源の所有者及び管理者（当該登録が第1項の規定による推薦に基づくものであるときは、当該景観資源の所有者及び管理者並びに当該推薦をした者）に通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により推薦された物件又は優れた景観を眺望できる地点を景観資源として登録しないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該物件又は優れた景観を眺望できる地点を推薦した者に通知するものとする。
- 5 町長は、景観資源について、滅失その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、その登録を取り消すものとする。
- 6 町長は、景観資源について、所有者から登録の取消しの申出があったとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。
- 7 第3項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の取消しについて準用する。

（景観づくり協定の認定）

第8条 条例第16条第4項（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、条例第16条第1項の景観づくりに関する協定を締結した同項に規定する景観づくり従事者（以下「景観づくり従事者」という。）が景観づくり協定認定（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 認定を受けようとする景観づくりに関する協定書の写し
  - (2) 条例第16条第1項又は第17条第1項に規定する景観づくり従事者の全員の合意を示す書類
  - (3) 条例第16条第4項（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により地域住民に対して行った説明に関して記載した書面
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める図書
- 2 条例第16条第5項第3号（条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項のうち、必要なものが明確に定められていること。
  - (2) 条例第16条第2項第1号に規定する協定区域（以下「協定区域」という。）の境界が明確に定められていること。
  - (3) 法第8条第3項の規定により景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が定められている場合は、条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該方針に適合していること。
  - (4) 法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、条例第16条第2項第2号アからクまでに掲げる事項が当該計画に適合していること。
  - (5) 当該協定の有効期間が5年以上20年以下であること。
  - (6) 条例第16条第3項に規定する景観づくり区域（次号において「景観づくり区域」という。）は、その境界が明確に定められていること。
  - (7) 景観づくり区域は、協定区域との一体性を有する土地の区域であること。
  - (8) 協定区域と景観づくり区域を合わせた区域が、地域の特性を考慮したまとまりのある一団の土地の区域を対象としていること。

(景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更の届出)

第9条 条例第17条第3項の規定による届出は、同条第1項に規定する景観づくり協定に係る景観づくり従事者が編入届出書(様式第2号)に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 編入に係る協定区域を示す図書

(2) 編入された協定区域内に係る景観づくり従事者の全員の合意を示す書類

(景観づくりに係る報告)

第10条 条例第18条の規定による報告は、毎年3月末日までに景観づくり報告書(様式第3号)により行うものとする。

(景観づくり協定の廃止の届出)

第11条 条例第20条の規定による届出は、景観づくり協定廃止届出書(様式第4号)により行うものとする。

(事前協議の対象となる建築物の区域及び規模)

第12条 条例第21条の規則で定める区域は、条例第5条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の区域のうち、次に掲げる区域とする。

(1) 条例第5条第2項の規定により定めた特定景観形成地域(以下「特定景観形成地域」という。)

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の重要文化財であって、町長が指定する建築物(条例第16条第2項第2号アに規定する建築物をいう。以下同じ。)から100メートル以内の区域

(3) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡であって、町長が指定するものから100メートル以内の区域又は同項の規定により指定された名勝から100メートル以内の区域

(4) 文化財保護法第134条第1項の規定により選定された文化的景観から100メートル以内の区域

(5) 文化財保護法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区から100メートル以内の区域

2 町長は、前項第2号及び第3号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、条例第31条第1項の白浜町景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 条例第21条の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

(事前協議書及び添付図書)

第13条 条例第21条の規定による協議は、景観計画区域内における事前協議書(様式第5号)に別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添付して行うものとする。

(適用除外)

第14条 条例第23条第1号の規則で定める規模は、景観計画区域のうち特定景観形成地域以外の区域においては別表第2の左欄、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域の区域においては別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げ

る規模とする。

2 条例第23条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第3項若しくは第16条第3項の認可に係る行為、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可に係る行為、同法第68条第1項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
- (2) 和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第20条第3項の許可に係る行為
- (3) 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例第38号）第14条第1項の許可に係る行為
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為（同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。）
- (5) 白浜町風致地区内における建築等の制限に関する条例（平成18年白浜町条例第158号）による許可に係る行為
- (6) 文化財保護法第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- (7) 和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）第15条第1項の許可に係る行為
- (8) 白浜町文化財保護条例（平成18年白浜町条例第81号）による許可に係る行為

3 条例第23条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの（新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが13メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。）
- (2) 建築物等（法第16条第1項の規定による届出がなされたものに限る。）の改築で、当該建築物等の外観又は色彩の変更を伴わないもの
- (3) 工作物（条例第16条第2項第2号ウに規定する工作物をいう。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の高さが1.5メートルを超えないもの（太陽光発電施設を除く。）
- (4) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること。
- (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (6) 林業を営むために行う土地の形質の変更
- (7) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この号において「修繕等」という。）で、当該行為に係る面積の合計が400平方メートル以内であって、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの。

ア 屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。）について行う修繕等当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の4分の1以内又は建築物の鉛直投

影面積の10分の1以内のもの

イ 外観（屋根を除く。以下同じ。）について行う修繕等当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の4分の1以内のもの

(8) 外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積

(9) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積

(10) 水面の埋立て（バッファゾーン（和歌山県世界遺産条例（平成17年和歌山県条例第22号）第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の区域を除く。）

(11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの（熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う行為を除く。）

(12) 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域において行う別表第4に掲げる行為

（行為の届出書及び添付図書）

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の（変更）届出書（様式第6号）に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。この場合において、町長が別表第1に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の項に掲げる図書については、既に町長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（公表）

第16条 条例第26条第2項（条例第29条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について、白浜町公告式条例（平成18年白浜町条例第3号）の定めるところにより行うものとする。

(1) 法第16条第3項又は条例第29条第2項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない旨の事実

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める事項

（工事完了の届出）

第17条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該行為に係る工事の完了後、速やかに町長に当該工事の完了の届出は、景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

（立入検査等を行う者の証）

第18条 法第17条第8項の身分を示す証明書及び条例第30条第6項の立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書は、立入検査等を行う者の証（様式第8号）に

よるものとする。

(既存の建築物に対する行為の制限の適用除外)

第19条 条例第29条第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第14条第3項第7号に掲げる行為
- (2) 建築物の増築又は改築であつて、当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の5分の1を超えないもの
- (3) 2以上の工事に分けて行う建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下この号において「増築等」という。）であつて、当該増築等に係る法第16条第1項の規定による届出を行った日から5年以内に当該建築物を景観計画に定める形態意匠（条例第16条第2項第2号アに規定する形態意匠をいう。）の制限に適合するものとするために必要な工事の計画について町長の承認を受けたもの

(景観重要建造物の指定の手続)

第20条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴

(景観重要建造物の標識の設置)

第21条 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第22条 町長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

第23条 町長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると町長が認めるときは、この限りでない。

2 町長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項の土地その他の物件の範囲

(5) 指定の解除の理由

(6) 指定の解除の年月日

(景観重要樹木の指定の手続)

第24条 町長は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の名称

(3) 景観重要樹木の所在地

(4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識の設置)

第25条 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

第26条 町長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると町長が認めるときは、この限りでない。

2 町長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の名称

(3) 景観重要樹木の所在地

(4) 指定の解除の理由

(5) 指定の解除の年月日

(景観審議会の招集の例外)

第27条 景観審議会の委員の全員が新たに委嘱された後最初に開催される会議は、町長が招集する。

(専門委員会)

第28条 専門委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

6 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。



別表第 1（第 13 条、第 15 条関係）

| 行為                                       | 届出に添付する図書                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する行為</p> | <p>ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2, 500 分の 1 以上のもの</p> <p>イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの</p> <p>エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの</p> |
| <p>2 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為</p>        | <p>ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2, 500 分の 1 以上のもの</p> <p>イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの</p>                                           |
| <p>3 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する行為</p>        | <p>ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2, 500 分の 1 以上のもの</p> <p>イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真</p> <p>ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの</p>                                               |

別表第 2（第 1 4 条関係）

特定景観形成地域以外の区域

| 行為                                                 |                                                                                                                                                                         | 規模                                                   |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 |                                                                                                                                                                         | 高さ 1 3 メートルかつ建築面積 1, 0 0 0 平方メートル                    |
| 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの<br>ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの<br>イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの<br>ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの<br>エ 太陽光発電施設 | 高さ 1 3 メートルかつ築造面積 1, 0 0 0 平方メートル                    |
|                                                    | (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの                                                                                                                                         | 高さ 1 3 メートル                                          |
|                                                    | (3) その他の工作物                                                                                                                                                             | 高さ 1 3 メートル                                          |
|                                                    | 3 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為                                                                                                                       | 都市計画区域内 3, 0 0 0 平方メートル<br>都市計画区域外 1 0, 0 0 0 平方メートル |
| 4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更                    |                                                                                                                                                                         | 都市計画区域内 3, 0 0 0 平方メートル<br>都市計画区域外 1 0, 0 0 0 平方メートル |
| 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積                       |                                                                                                                                                                         | 3, 0 0 0 平方メートル                                      |

別表第3（第14条関係）

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の区域

| 行為                                                 | 規模                                                                                                                                                                      |                              |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
|                                                    | 和歌山県景観計画に定める世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道の区域（バッファゾーンの区域を除く。以下「歩行者動線沿道の区域」という。）                                                                                                         | バッファゾーンの区域及び歩行者動線沿道の区域を除いた区域 |
| 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 高さ10メートルかつ建築面積500平方メートル                                                                                                                                                 | 高さ13メートルかつ建築面積1,000平方メートル    |
| 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの<br>ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュープラントその他これらに類するもの<br>イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの<br>ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの<br>エ 太陽光発電施設 | 高さ10メートルかつ築造面積500平方メートル      |
|                                                    | (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの                                                                                                                                         | 高さ13メートル                     |
|                                                    | (3) その他の工作物                                                                                                                                                             | 高さ13メートル                     |
|                                                    |                                                                                                                                                                         |                              |
| 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為              | 1,000平方メートル                                                                                                                                                             | 2,000平方メートル                  |
| 4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更                    | 1,000平方メートル                                                                                                                                                             | 2,000平方メートル                  |
| 5 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積                       | 1,000平方メートル                                                                                                                                                             | 2,000平方メートル                  |

別表第４（第１４条関係）

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

| 行為                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------|
| １ 水平投影面積が３０平方メートル以下であり、かつ、高さが３メートル以内の建築物を新築し、改築し又は増築すること。               |
| ２ 高さが１．５メートル以下であり、かつ、地上に露出する部分の長さが５メートル以内の工作物（建築物を除く。）を新設し、改築し又は増築すること。 |
| ３ 色彩を変更する部分の面積が５平方メートル以内の建築物その他の工作物の色彩を変更すること。                          |
| ４ 採取する土石又は採掘する鉱物の体積が１立方メートル以内である土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。                     |
| ５ 面積が１００平方メートル以内であり、かつ、生ずるのりの高さが１．５メートル以内である土地の形質を変更すること。               |
| ６ 埋立て又は干拓後の面積が１００平方メートル以内の水面を埋め立て、又は干拓すること。                             |
| ７ 門、生け垣等を新築し、改築し、又は増築すること。                                              |
| ８ ビニールハウスその他これに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。                                  |
| ９ 棚、囲い、肥料だめ、水槽、散水塔、水車、風車（観光用又は発電用のものを除く。）等を新築し、改築し、又は増築すること。            |
| １０ 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。                           |
| １１ 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの                       |
| １２ 宅地内の土石を採取すること。                                                       |

様式第 1 号（第 8 条関係）

景観づくり協定（変更）認定申請書

年 月 日

白浜町長 様

申請者 住所

氏名

連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名〕

景観づくり協定の（変更）認定を受けたいので、白浜町景観条例第 1 6 条第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 協定の名称                         |  |
| 協定の対象区域となる場所                  |  |
| 面積                            |  |
| 協定の有効期間                       |  |
| 景観づくり区域の有無<br>(有の場合は、その場所と面積) |  |
| 認定年月日及び番号<br>(変更の場合に記入)       |  |
| 協定（変更）の概要                     |  |

様式第 2 号（第 9 条関係）

編入届出書

年 月 日

白浜町長 様

届出者 住所

氏名

連絡先

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名〕

景観づくり区域の協定区域への編入により、景観づくり協定に変更があつたので、白浜町景観条例第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                |         |  |
|----------------|---------|--|
| 協定の名称          |         |  |
| 編入により協定区域となる場所 |         |  |
| 協定区域の面積        | 編入前     |  |
|                | 編入に係る部分 |  |
|                | 合計      |  |
| 協定の認定年月日及び番号   |         |  |

景観づくり報告書

年 月 日

白浜町長 様

報告者 住所

氏名

連絡先

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名）

景観づくり協定における景観づくり活動について、白浜町景観条例第18条の規定により、次のとおり報告します。

|                                                                                        |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 協定の名称                                                                                  |  |
| 協定の認定年月日及び番号                                                                           |  |
| 景観づくり活動の内容                                                                             |  |
| 注                                                                                      |  |
| 1 協定書に基づいて行った景観づくり活動や協定書に基づかない景観づくり活動の内容について、記載してください（別途資料を作成している場合は、その資料を添付しても結構です。）。 |  |
| 2 活動日時や内容などを記載し、適宜写真、図を用いてください。                                                        |  |
| 3 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。                                                              |  |

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

景観づくり協定廃止届出書

年 月 日

白浜町長 様

届出者 住所

氏名

連絡先

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、その名称及び代表者の氏名

景観づくり協定を廃止したので、白浜町景観条例第 2 0 条の規定により、次のとおり届け出ます。

|              |  |
|--------------|--|
| 協定の名称        |  |
| 協定の対象区域となる場所 |  |
| 面積           |  |
| 協定の認定年月日及び番号 |  |
| 廃止年月日        |  |
| 廃止の理由        |  |



## 様式第 5 号（第 1 3 条関係）

## 景観計画区域内における事前協議書

年 月 日

白浜町長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

白浜町景観条例第 2 1 条の規定により、次のとおり協議します。

|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
|--------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 代 理 者<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) | ア 氏 名    |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
|                                            | イ 住 所    |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
|                                            | ウ 電話番号   |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
| 行 為 の 名 称                                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
| 行 の 場 所                                    | 地名及び地番   | 市 町 郡 村                                                                                                                                                                                                                                             | 番地             |                |
| 区 域 区 分                                    |          | <input type="checkbox"/> 特定景観形成地域（ ） <input type="checkbox"/> その他                                                                                                                                                                                   |                |                |
| 行 為 の 種 類                                  |          | <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 外観の変更<br><input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕<br><input type="checkbox"/> 模様替<br><input type="checkbox"/> 色彩の変更 |                |                |
| 建 築 物                                      |          | 届 出 部 分                                                                                                                                                                                                                                             | 届出以外の部分        | 合 計            |
|                                            | 敷 地 面 積  |                                                                                                                                                                                                                                                     |                | m <sup>2</sup> |
|                                            | 建 築 面 積  | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                                            | 延 べ 面 積  | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
|                                            | 高 さ      | m                                                                                                                                                                                                                                                   | m              |                |
|                                            | 構 造      | 造／一部 造                                                                                                                                                                                                                                              |                |                |
|                                            | 用 途      |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
|                                            | 外観の変更の内容 |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |
| 行為の着手予定日                                   |          | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                               | 行為の完了予定日       | 年 月 日          |
| ※協議番号                                      | 第 一 号    | ※協議終了年月日                                                                                                                                                                                                                                            | 年 月 日          |                |
| ※受付欄                                       |          | ※事前協議完了確認欄                                                                                                                                                                                                                                          |                |                |
|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |                |

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1／2，500 以上）
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1／100 以上）
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺 1／50 以上）  
色彩のマンセル値（日本産業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）を表示すること（増築等の行為の場合は、既存建築物についても表示すること）
- ⑤ 規則第 19 条第 3 号の適用を受けようする場合は工事の計画書

景観計画区域内における行為の（変更）届出書

年      月      日

白浜町長    様

届出者   住   所  
氏   名  
連絡先

法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観法第１６条第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
|--------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------|
| 代 理 者<br>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名) | ア 氏 名    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
|                                            | イ 住 所    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
|                                            | ウ 電話番号   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
| 行 為 の 名 称                                  |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
| 行 の 場 所                                    | 地名及び地番   | 市                     町<br><br>郡                     村                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 番地                                               |                |
| 区 域 区 分                                    |          | <input type="checkbox"/> 特定景観形成地域（                                         ） <input type="checkbox"/> その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                  |                |
| 行 為 の 種 類                                  |          | <input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築<br><input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転<br><input type="checkbox"/> 開発 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て <input type="checkbox"/> 外観の変更<br><input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 修繕<br><input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 模様替<br>堆積物件の種類（                                         ） <input type="checkbox"/> 色彩の変更 |                                                  |                |
|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
| ①建築物・工作物                                   |          | 届 出 部 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 届出以外の部分                                          | 合 計            |
|                                            | 敷 地 面 積  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  | m <sup>2</sup> |
|                                            | 建築(築造)面積 | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup>                                   | m <sup>2</sup> |
|                                            | 延 べ 面 積  | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | m <sup>2</sup>                                   | m <sup>2</sup> |
|                                            | 高 さ      | m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | m                                                |                |
|                                            | 構 造      | 造／一部                                         造                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                  |                |
|                                            | 用 途      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
|                                            | 外観の変更の内容 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |
| ①以外                                        | 面 積      | m <sup>2</sup>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                  |                |
| 行為の着手予定日                                   |          | 年      月      日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 行為の完了予定日                         年      月      日 |                |
| ※届出番号                                      |          | 第               一               号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ※適合通知年月日                         年      月      日 |                |
| ※受付欄                                       |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ※町処理欄                                            |                |
|                                            |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                  |                |

注「※」印の欄については、記入しないでください。

※意見欄

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1／2，500 以上）
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1／100 以上）
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺 1／50 以上）  
色彩のマンセル値（日本産業規格 Z 8 7 2 1 で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値）を表示すること

○開発、土地の形質の変更、物件の堆積等

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1／2，500 以上）
- ② 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺 1／100 以上）

バッファゾーン

- 熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例の許可対象行為は当該条例による許可申請と白浜町景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができる。

小規模（軽易）行為

- バッファゾーン以外の軽易な行為に係る届出の場合、添付書類②を省略することができる。なお、各図面は内容がわかれば縮尺は任意とする。また、①及び③の図面は兼ねることができる。

軽易な行為とは、建築物：延べ床面積 30 m<sup>2</sup>以内かつ高さ 3 m 以内、工作物：高さ 3 m 以内、その他：面積 30 m<sup>2</sup>以内のものに係る行為

事前協議対象の行為

- 既に提出した図書の内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

|                                                                                                                                                                                                            |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書<br><div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年    月    日                 </div>                                                                   |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 白浜町長    様                                                                                                                                                                                                  |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 届出者    住    所                                                                                                                                                                                              |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 氏    名                                                                                                                                                                                                     |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 連絡先                                                                                                                                                                                                        |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">                     法人にあっては、主たる事務所の<br/>                     所在地及び名称並びに代表者の氏<br/>                     名                 </div> |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 景観計画区域内における行為の届出に係る行為が完了しましたので、次のとおり届け出ます。                                                                                                                                                                 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 代 理 者<br><br>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）                                                                                                                                                             | ア    氏    名<br><br>イ    住    所<br><br>ウ    電話番号 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 行   為   の   名   称                                                                                                                                                                                          |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 行   の<br>場<br>為   所                                                                                                                                                                                        | 地名及び地番                                          | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>市                      町</span> <span>番地</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>郡                      村</span> </div> |
| 景観法第 1 6 条第 1 項の規定による届出年月日及び番号                                                                                                                                                                             |                                                 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年    月    日    第</span> <span>号</span> </div>                                                                                                                    |
| 工 事 完 了 日                                                                                                                                                                                                  |                                                 | 年    月    日                                                                                                                                                                                                                         |
| ※受付欄                                                                                                                                                                                                       |                                                 | ※町処理欄                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                            |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |

注

- 1    「※」印の欄については、記入しないでください。
- 2    建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）を添付してください。

様式第 8 号（第 1 8 条関係）

（表面）

|                                                                                             |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 第 号                                                                                         |   |
| 立入検査等を行う者の証                                                                                 |   |
| 所 属                                                                                         |   |
| 職 名                                                                                         |   |
| 氏 名                                                                                         |   |
| 生年月日                                                                                        |   |
| 上記の者は、景観法第 1 7 条第 8 項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員及び条例第 3 0 条第 6 項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 |   |
| 年 月 日                                                                                       |   |
| 白浜町長                                                                                        | 印 |

60mm

90mm

（裏面）

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第 1 7 条 （略）

6 （略）景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（略）

7 景観行政団体の長は、（略）景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

白浜町景観条例（抜粋）

（既存の建築物に係る変更命令）

第 3 0 条 （略）

5 町長は、（略）その職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。